

立入禁止コーンの配布について

一般社団法人 岡山県畜産協会は、畜産農家に対し、経営や技術的な指導、価格安定対策、さらには各種伝染病の発生予防のためのワクチン接種など各種事業を通じて、経営の安定的な発展を支援しているところであります。

近年、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等海外悪性伝染病が発生していることから、その予防のため、国において昨年4月家畜伝染病予防法が一部改正され、10月から畜産農家が守るべき飼養衛生管理基準に新たに衛生管理区域を区分した管理が義務付けられました。

このため、区分管理がより徹底でき、自衛防疫の強化につながるよう、「立入禁止コーン」を作成し、全畜産農家へ配布することになりました。

○ 配布予定期日

平成24年7月下旬～8月末

○ 衛生管理区域とは

病原体の進入を防止するために衛生的な管理が必要な区域。一般的には畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫、生乳処理室を含む区域。

衛生管理区域設定のイメージ



○ 問い合わせ先

(一社)岡山県畜産協会
住所 岡山市北区磨屋町9-18
電話 086-232-8442
担当 家畜衛生部 柴田